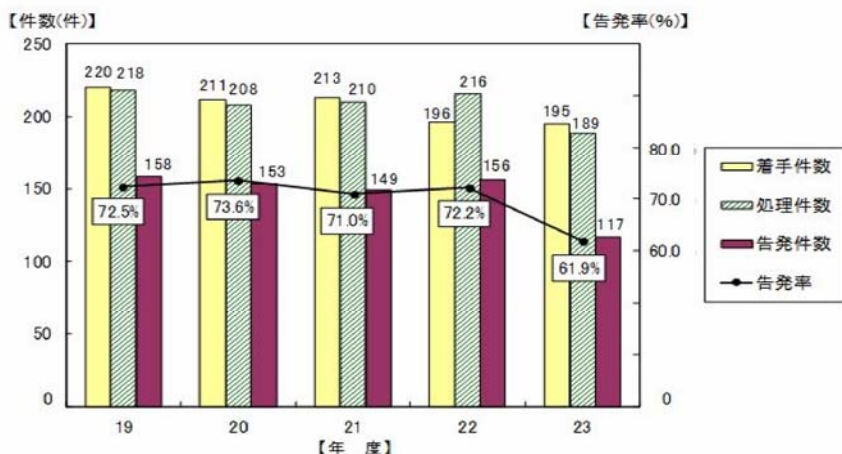


脱税摘発192億円 22%減少

全国の国税局が2011年度に強制調査(査察)で摘発した脱税事件は189件(前年度比27件減)で、脱税金額は同22%減の192億円だったことが6日、国税庁のまとめでわかりました。

その中でも悪質だとして検察庁に告発したのは117件、約156億円で、告発率は同10.3ポイント減の61.9%にとどまっています。

告発率は38年ぶりの低水準でしたが、国税庁は「リーマン・ショック以降の経済状況の悪化で、大型の脱税事件が減ったことが影響した」とみえています。



告発された事件を業種別にみると建設業(9件)が最多で、商品・株式取引、人材派遣業(ともに7件)が続いています。昨今の経済社会情勢を反映し、この数年間多かった不動産業が減少する一方で、食糧卸業や情報提供サービス業での告発が目立っているのが特徴です。

脱税の手段・手法としては、これまでに引き続き、売上除外や架空の原価・経費の計上が主流ですが、国際取引を利用した事例として、自己の国内でのFX取引を海外(英領ヴァージン諸島)法人の取引に仮装したうえその得た資金をシンガポールに送金し留保していたものや、ベトナムへの中古農機具を輸出していた業者が、消費税の申告において、架空の輸出免税売上とそれに見合う架空仕入を計上する方法により、不正に消費税の還付を受けていたものなどがあつたようです。

平成22年 相続税の申告事績

平成22年分(平成22年1月1日から平成22年12月31日)の相続税の申告事績が国税庁より公表されました。これによると被相続人数(死亡者数)が約120万人で、このうち相続税の課税対象となった被相続人は約5万人でした。その被相続人の内相続税の対象となったのは4.2%で、平成16年分よりほぼ横ばいとなっています。

バブル期には地価の急騰に伴い相続税の課税対象者が急激に増加したため、基礎控除の引上げが行われましたが、バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除(5,000万円+1,000万円×法定相続人数)は、そのままになっています。

そのため、社会保障と税一体改革において基礎控除を3,000万円+600万円×法定相続人数に見直す法案が国会に提出されており、これにより課税割合を4%台から6%台へ上げる方向ですすんでいます。

相続税の課税価格は10兆4,470億円で、これを被相続人1人あたりに換算すると2億1,006万円になります。税額は、1兆1,754億円で、これを被相続人1人あたりに換算すると2,363万円となります。

相続財産の構成比でみると、土地が48.4%と最も多く、次に現金・預貯金等で23.2%、有価証券の12.1%と続いています。

CONTENTS

脱税摘発192億円 22%減少	… P.1
平成22年 相続税の申告事績	… P.1
国外財産5千万円超の場合 調書提出が義務化	… P.2
非常用品の購入と 税務上の取扱い	… P.2
仕事の効率アップのカギは 片付けにあり	… P.3
2050年に2億キロワット強 メガソーラーの実力と課題	… P.4
豊かな人脈を築く 初対面3秒ルール	… P.5
8月度の税務スケジュール	… P.5
今月の名言録	… P.6
編集後記	… P.6



国外財産が5千万円超の場合 調書提出が義務化！

今や日本人が海外の資産を購入し保有することは、珍しいことではないようです。特に歴史的な円高が続く昨今では、富裕層に限らず海外資産を積極的に購入する方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

海外資産の保有は税の世界においても注目されており、国税側も情報収集に努めているようです。国税庁が昨年11月に公表した「平成22事務年度における相続税の調査の状況について」によれば、“特に、資料情報や相続人・被相続人の居住形態等から海外資産の相続が想定される事案については、積極的に調査を実施しているほか、調査の過程において海外資産の取得が把握された場合にも、深度ある調査によりその解明に努めています。”と述べています。



このようななか、平成24年度税制改正で国外財産調書の制度が創設されました。これにより、その年の12月31日現在の価額（原則時価）の合計額が5,000万円を超える海外資産（国外財産）を所有する日本の居住者は、所得税の申告有無に限らず、必要事項を記載した国外財産調書をその年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければならなくなりました（国外送金法5①）。

財産を記載した調書といえば、その年分の総所得金額が2,000万円を超えた場合に提出する「財産債務明細書」があります。これと同様で罰則はないものとお考えの方がいらっしゃいますが、「国外財産調書」は罰則規定が設けられています。具体的にはこの調書を提出しなかった又は虚偽記載があった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金です（同法10）。さらに、国外財産から生じた所得等の申告漏れや無申告が発覚した場合の罰金が加重されてしまいます（同法6②）。

この改正は、平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書について適用されることになるため、来年年末の国外財産の価額合計が提出有無の判定材料となります（改正法附則59）。罰則規定は平成27年1月1日以後の違反行為から適用されるものの、加重適用は平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書に係るものからです（改正法附則1九、79、60）。

今後はその年分の所得金額だけではなく、国外財産の保有状況によって提出する書類が変動することを今から認識しておきましょう。

[提出する調書(改正後)]

年分の所得		2,000万円以下		2,000万円超	
		5,000万円以下	5,000万円超	5,000万円以下	5,000万円超
財産所在地	国内	—	—	「財産債務明細書」を提出	「財産債務明細書」を提出 (国外財産は国外財産調書に記載するため、国内財産分のみ記載)
	国外	—	「国外財産調書」を提出		「国外財産調書」を提出

非常用品の購入と税務上の取扱い

来月の9月1日は防災の日です。この時期は、台風などの災害が起きやすい時期でもあるため、防災対策の見直しをされる事業所も多いのではないのでしょうか。特に東日本大震災発生時には帰宅困難者が大勢いたことを受け、家庭だけではなく事業所でも非常用品を備蓄しているケースが増えているようです。そこで今回は、非常用品に関する税務上の取扱いについてご紹介いたします。



非常用の食糧品や軍手、ヘルメット、縄などの少額の備品を会社が備蓄した際、仕訳科目は何になるのでしょうか？費用（消耗品費）でしょうか、それとも資産（貯蔵品）でしょうか？

消耗品費と貯蔵品に分かれ目は、いつ事業の用に供したのかです。事業の用に供すれば消耗品費として費用（損金）となりますし、そうでなければ貯蔵品として資産計上しなければなりません。

それでは、これらの非常用品はいつの時点で事業の用に供したことになるのでしょうか？

非常用品の税務上の取扱いについては、国税庁のホームページで公表されている「非常用食料品の取扱い」が参考になりますので、次にご紹介いたします。

※国税庁ホームページより抜粋

非常用食料品の取扱い

【照会要旨】

当社は、地震などの災害時における非常用食料品（長期備蓄用）としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しました。このフリーズドライ食品は、酸素を100%近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間（品質保証期間）は25年間とされていますが、80年間程度は保存に耐え得るものといわれています。このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、当該食品の缶詰1個当たりの価格は、その中味により1,000円（150g缶）～6,000円（500g缶）です。

（注）従来のは、その品質保証期間が2～3年であるため、当該期間内に取り替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。

【回答要旨】

備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

（理由）

- 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法人税法施行令第13条）又は繰延資産（法人税法施行令第14条）に含まれないこと。
- 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号（（棚卸資産の範囲））に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

【関係法令通達】法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号、法人税基本通達2-2-15

上記事例についてポイントとなるべきは、非常用品の税務上の取扱いは「備蓄することをもって事業の用に供したと認められること」にあります。これは、理由4にある消火器の中身について、取替え時の損金として取り扱っていることと同じことといえるでしょう。消火器の中身を取替える＝備蓄する、ということになるからです。

なお、非常用品は一度そろえたからといって、そのままにしておくことはできません。定期的な中身の確認や数の確認、入れ替えの時期などを把握する必要があります。備蓄時点で損金にできるため、管理を疎かにしてしまわないように、注意しましょう。

仕事の効率アップのカギは片付けにあり

片づけても、すぐ散らかしてしまう人がいます。朝、デスクの上を片づけたのに、気がついたらデスクもその周辺も物や書類に埋もれているのです。では、その人の身の周りでは何が起きているのでしょうか？散らかる原因はいったい何だと思えますか？じつは、誰もが普段から頻繁に行なう「ある動作」が散らかりの原因です。それは、物を「置く」という動作。物を置く動作に対して、片づけが得意な人と苦手な人では意識の向け方が異なるのです。

人は1日に何回となく物を置きます。この「置く」という何気ない動作に対して、片づけが苦手な人は無頓着です。無意識に物をいろいろな場所に置いてしまいます。反対に、片づけが得意な人は意識せずとも物を置く動作に常に注意を払っています。では、どうすれば自分の無意識な行動に注意を向けることができるのでしょうか？

まず、デスクの上などに「最初に置かれる1つ目の物」が何なのか、意識を向けてみてください。

ちなみに、片づいているべき場所に「最初に置く1つ目の物」を、私は「チラカシOKサイン」と呼んでいます。「散らかりの始まり」ともいえるでしょう。

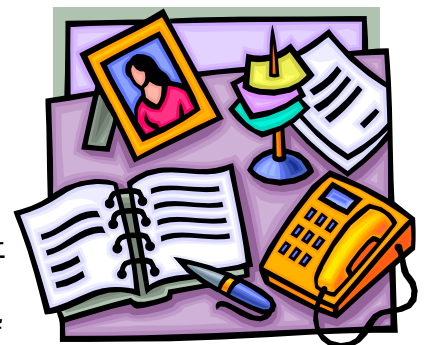
1つ物を置くと、それが「この場所にほかの物も置いていいですよ!」とOKのサインを送っている、ということなのです。

1つ物を置くと、それが「この場所にほかの物も置いていいですよ!」とOKのサインを送っている、ということなのです。

大切なのは、自分自身の「チラカシOKサイン」がわかったら、それを未然に防ぐ、またはすぐ対処できるルールを1つ取り入れてみることです。

たとえば、「受け取った資料はデスクの上に置かず、3段目の引き出しのファイルボックスに入れる」など、具体的なルールをつくとよいでしょう。

「企業実務(平成24年8月号)」（エヌ・ジェイ出版販売）より抜粋



2050年に2億キロワット強 メガソーラーの実力と課題

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入によって、メガソーラー（大規模太陽光発電所）の建設プロジェクトが日本全国で動き始めています。ドイツやスペインは買い取り制度を活用することで、太陽光発電施設の導入量を急激に伸ばしています。日本でもメガソーラーの増設などにより、太陽光発電の導入量は2050年には2億キロワットから2億5000万キロワットにも達すると見込まれています。本格普及のためには、採算性をどう確保するかといった課題を解決する必要があります。

◆ メガソーラー建設計画に向けた各企業の取り組み

三河湾を囲む愛知県の渥美半島で、発電能力5万kWのメガソーラー建設計画が進んでいます。2012年10月に着工し、2014年2月に稼働を開始する予定です。6000kWの風力発電と合わせた発電量は年間6750万kWhで、約1万9000世帯の電力使用量に相当するといえます。

事業に参画するのは、三井化学、三井物産、東芝、東レなどで、今年7月に始まった固定価格買い取り制度（フィード・イン・タリフ＝FIT）に基づいて全量を中部電力に売電します。総投資額は約180億円で、発電の事業期間を20年とし、十数年間で回収できる見通しです。

建設予定の土地は、1989年に三井化学が愛知県から取得したもので、自動車向けプラスチック原料の需要増を見込み、トヨタ自動車の田原工場のそばに石油化学工場を建設する計画でした。ところが、自動車メーカーが海外での生産を拡大し始めたため、国内の需要が低迷し、工場の建設計画は立ち消えになっていました。

FITの導入が決定し、遊休地を有効利用する手段として再生可能エネルギーによる発電事業という案が浮上しました。

渥美半島は日照時間が年間2100～2200時間と国内最高水準で、平均風速が毎秒7～8mと風況にも恵まれており、太陽光と風力のハイブリッド発電に適していたのです。

また、メガソーラーによる発電事業は、送電線に接続するために必要な施設の建設コストが採算性を左右します。太陽光パネルを設置できる面積は広くても、休耕田など送電線が近くまで敷設されていない所は少なくありません。三井化学の土地は、トヨタなどの工場が隣接する工業地帯にあるため、特別高圧線が既に通っていたのです。

◆ メガソーラー発電事業における課題

メガソーラーは、送電線への接続が課題となります。特に、特別高圧線に接続する場合は、技術力やノウハウが必要でコストもかかります。3000～4000kW級の施設は特別高圧線につながなければならないが、発電量の割に設備のコストが高つくため採算が合わないといわれています。

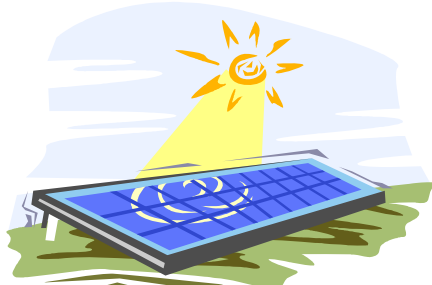
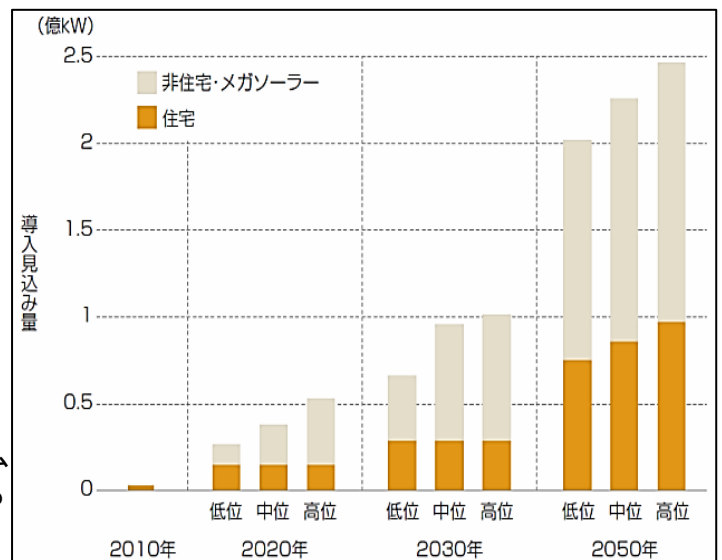
全国で計画されているメガソーラーの多くが2000kW前後なのはそのためです。

太陽光発電システムの国内市場はこれまで住宅用が中心でした。2011年度は太陽電池出荷量の約86%を住宅用が占め、今後は、FITの導入によってメガソーラーを含めた公共・産業用市場が急拡大することはほぼ間違いないでしょう。

矢野経済研究所の予測によれば、国内の太陽光発電システム市場は2020年度に2010年度比2.6倍の1兆7250億円に拡大するといえます。公共・産業用は、同5.7倍の8596億円になり、住宅用と肩を並べる規模に達する見通しです。

経済産業省は、今後の導入見込み量を試算しており、補助金やFITの買い取り価格などの政策支援や、太陽光を電気に変える変換効率の向上などの技術進歩を基に3つのシナリオを想定しています。最も導入が進んだ場合で、導入量は2050年に2億4780万kWに達し、そのうち非住宅・メガソーラーが6割を占めます。

太陽光発電の導入見込み量



政府の補助金の後押しを受けて、一時は太陽光発電システムの導入量で世界首位に立った日本ですが、ドイツやスペインなど先行してFITを導入した欧州各国が2000年代半ばから急速に導入量を伸ばし、現在は3位に甘んじています。

原発事故を受けて再生可能エネルギーの導入機運が高まっており、メガソーラーへの期待も高まっています。その一方で、中国や台湾等海外の太陽光パネルメーカーとの競争が激しさを増しており、今や、国内出荷量の4分の1が輸入品です。FITを国内産業の振興に結び付けられるかどうか、日本企業は正念場を迎えています。

豊かな人脈を築く初対面3秒ルール

私(佐藤伝氏)は東京都心の半蔵門で30年間にわたって学習塾を経営してきた経験があります。そのなかで初対面に関するとてもユニークな学びがありました。毎年アルバイトの募集をかけると、1人の枠に60人くらいの応募があります。とても全員の面接をする時間はありません。でも、なぜかすぐに採用する人が決まります。なぜでしょう？じつは、電話の最初のひとことでわかるのです。それは、フルネームで自分を名乗る人が、60人中でたった1人しかいないからです。ほとんどの人は、「山田と申しますが……」「鈴木ですが、募集の件で……(モゴモゴ)」といった感じです。なかには名乗らずにいきなり質問する輩もいます。

みなさんもこれまでの電話対応の経験上、身に覚えがあるのではないのでしょうか？「わたくし佐藤伝と申しますが、アルバイトの件でお電話しました。いま、お時間をいただけますか？」などと礼儀正しく言える人は少ないのです。自分のことをフルネームで名乗ることができるというのは、「セルフ・イメージ」(自分が心の中でつくり出した自分の印象、感情など)が高い証拠です。初対面ということでオドオドしながら、「えっと、ABC物産の斉藤なんですけどお〜」という自己紹介をする人と、「はじめまして。わたくし前田太郎と申します。〇〇の専門家です！〇〇のことならお任せください。お力になります」とハキハキ自分をアピールできる人では、その後の両者の人生の展開が大きく異なってくることは容易に想像できるでしょう。

誰でもすぐにできて効果絶大な自己紹介の3秒ルールとは、
『笑顔で、自分から先に、フルネームで挨拶する』ということなのです。

いいお手本があります。スパイ映画007(ダブルオーセブン)の主人公ジェームズ・ボンドの自己紹介です。さわやかな笑顔で彼はこう言います。
「ボンド、ジェームズ・ボンド」なんと、2度も名前を言っているではありませんか！
人生では、それくらいのさわやかなズーズーしさが必要なのです。

「山田一郎です。メジャーリーガーのイチローと同じ名前の一郎です」。
こんなふうに、相手の記憶にフックするような自分なりのお決まりフレーズも用意して練習しておきましょう。「相手が先に挨拶してきたら、こちらも名乗ってやってもいい」などという珍妙で安っぽいプライドを捨て去りましょう。

こちらから先に挨拶することで人生が拓けます。挨拶とは、その語義の示す通り、「自分のこころを開いて、相手に迫っていく」人間関係のゴールデン・ルールなのです。

①笑顔で ②自分から先に ③フルネームで挨拶この3点が重要ですよ。

「企業実務(平成24年8月号)」(エヌ・ジェイ出版販売) 佐藤伝氏「最強の習慣」より抜粋

■笑顔で、自分から先に、フルネームで挨拶



8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月 10日(金)
6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 8月 31日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 8月 31日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 8月 31日(金)
12月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 8月 31日(金)
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限 8月 31日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)(消費税・地方消費税)	申告期限 8月 31日(金)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	申告期限 8月 31日(金)
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 8月中において市町村の条例に定める日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

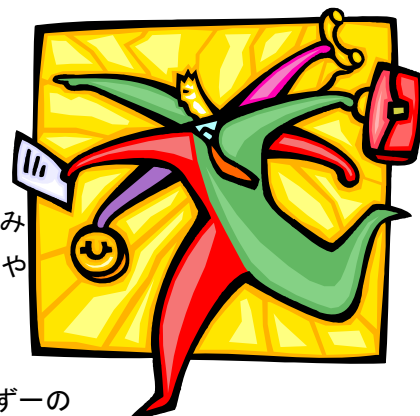
**仕事を好きになることは、働く者の義務である。
この世のどこかに、楽しい仕事があるわけではない。
苦しい仕事を楽しくやれるかどうかだ。**

私たちは仕事なしには生きられません。ならば仕事を好きになること、仕事のなかに楽しみを見つけることは、働く人間の義務ではないかと思うのです。その努力なしで、仕事のグチや不満ばかりを口にするのは怠惰というものではないでしょうか。

「仕事が楽しいわけじゃないか。きついかつまらないかだ」。そういう人がいるかもしれない。でも、ちょっと待ってください。十の仕事のうち九は苦しくとも、どこかにかならず一の楽しみが存在している。それが仕事というものです。あるいは苦しみのなかからにじむように生まれてくるもの。それが仕事の楽しみというものなのです。

「学ぶ者は行う者にしかず、行う者は好む者にしかず、好む者は楽しむ者にしかず」といいますが、私もまったく同感です。私はいまでも、「まずは私がやりましょう」と仕事を買って出る好奇心を持ち、やりながら好きになる努力を続けています。そのような繰り返しで、いつのまにか仕事が楽しくて仕方がなくなつたしたいです。

(「賢い人ほど失敗する」高原慶一郎著 PHP研究所)



編集後記

ちょうど1年ほど前に、瑞穂北競技場で400メートルを走る機会がありました。もちろんタイムも計測しましたよ。その際に、当然のことなのですが、そのタイムの遅さに自分の運動不足と体力の低下を痛感させられました。

そこで一念発起し、その後は、ジョギングしたり、時には坂道ダッシュしたりして運動を続けてきています。もちろん、若い頃のように強い負荷はかけられませんが、週5～6日はトレーニングしていますので、随分と体力も回復し、疲れもなくなってきたように感じます。もちろん、体重も落ちましたね。なかなかスケジュールが合わないの、まだ2回しか参加したことがないのですが、陸上記録会にも参加し、100メートルにもチャレンジしています。まだ、自分の目標とするタイムには届かないのですが、このまま続けていけば、来年あたりには、400メートルでも記録会や大会にチャレンジできたらと思っています。興味のない方からすれば、なんでそんなに苦しい思いまでしてと感ぜられると思いますが、記録会等で自分よりもはるかに年齢の多い方が颯爽と走っている姿をみると刺激にはなりますよ。

残念ながら、今のところ60代のバリバリの方には勝てないのが現実ですが・・・。

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

